


【コロナ支援】 商品券の発行をお考えのみなさまへ



コロナ禍における売上減少などへの対応として、前払式の商品券(例えば「応援チケット」)を発行される方は、原則として資金決済法上の発行者として、事前登録又は事後届出が必要となります。ただし、次のように登録又は届出が不要(法律の適用除外)となる場合があります。


【資金決済法の適用除外となる主な例】

- ・使用の有効期間が6カ月未満であり、券面に発行日と有効期限が明記されている場合
- ・使用の有効期間が6カ月以上であっても、使用できる店舗が発行者と同一であり、かつ、基準日(毎年3月末と9月末)の未使用残高が1,000万円以下の場合

資金決済業協会HPのチャートをご覧くださいと、法の適用対象かどうか確認いただけます。→



資金決済法が適用されるとどうなるんですか？



例えば・・・

- ・発行保証金の供託が必要になる場合があります。
- ・帳簿の作成・保存や当局への定期的な報告などが必要になります。
- ・財務局への事前登録が必要となる場合(発行店舗以外でも使用可能とする場合など)には、登録の事務処理に一定の時間を要します。

商品券発行に係るご相談は、中国財務局までお気軽にどうぞ！

お問い合わせ先：財務省中国財務局(プリカ担当)

理財部金融監督第三課 電話：082-221-9221(代表)

鳥取財務事務所理財課 電話：0857-26-2295(代表)

松江財務事務所理財課 電話：0852-21-5231(代表)

岡山財務事務所理財課 電話：086-223-1131(代表)

山口財務事務所理財課 電話：083-922-2190(代表)

中国財務局HPにも →
商品券発行に関する
情報が掲載されています。

